

愛知医療学院短期大学における障害学生の支援に関する基本方針

[理念]

愛知医療学院短期大学は、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を遵守し、以下に示す基本方針に則って障害のある学生への支援を行います。

障害のある学生が、修学・学生生活・大学行事等において、障害のない学生と平等に参加できるよう教職員は、学内外の関係部署等と連携し、障害のある学生への支援の充実を図ります。

[方針]

1. 学修機会の確保と教育の質の維持

- (1) 障害のある入学希望者や在学生在が、障害を理由に受験や修学を断念することがないように、受験及び修学の機会を確保します。
- (2) 在籍する障害のある学生の求めに基づき、障害のない学生と同等の教育を実現できるよう、必要かつ適切な支援を行います。
- (3) 修学支援の相談窓口を学生支援室とし、入学希望者の相談窓口を入学企画運営・広報課とします。

2. 情報公開

- (1) 入学希望者や在在学生に対し、障害に伴う困難への支援方針および体制等について情報を公開します。

3. 支援体制

- (1) 学生の修学に関わる職員は、学生支援室をはじめとする関係組織と連携し、必要に応じ障害のある学生に対する本学において可能な範囲で合理的配慮を実施します。

4. 支援内容

- (1) 生活・修学上における困難の状態や個々のニーズに応じた支援方法を検討し、支援内容を双方の合意形成に基づいて決定します。

5. 施設等の環境整備

- (1) 障害のある学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリー化を促進し、施設・設備の環境整備に努めます。
- (2) 障害の有無等に関わらず、誰にとっても利用しやすいキャンパスを目指すとともに教育環境の向上に取り組みます。

6. 研修

- (1) 障害の特性および障害に伴う困難と支援方法に関する研修会等を実施し、学生・教職員の理解と支援技術の向上に努めます。

7. 個人情報保護

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守するとともに、障害のある人を支援する上で知り得た個人情報（障害や相談の内容を含む。）を安全かつ適切に管理・運用します。